

経営継続補助金



○目的

新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援します。

○対象者 農林漁業者（個人・法人）

※常時従業員が20人以下

※支援機関（裏面）の支援を受けることが必要です。

○補助上限額

・単独申請	150万円
・グループ（共同）申請	1,500万円

<補助の対象となる経費> （単独申請の例）

①経営継続に関する

取組に要する経費

- ①機械装置等費
- ②広報費・展示会等出展費
- ③旅費
- ④開発・取得費
- ⑤雑役務費
- ⑥借料
- ⑦専門家謝金・専門家旅費
- ⑧設備処分費
- ⑨委託費・外注費

補助率 **3/4**

補助上限額 **100万円**

②感染拡大防止

の取組に要する経費

- ①消毒費用
- ②マスク費用
- ③清掃費用
- ④飛沫対策費用
- ⑤換気費用
- ⑥その他の衛生管理費用
- ⑦PR費用

補助率 **定額**

補助上限額 **50万円**

・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

・令和2年5月14日以降に発生し、事業期間中（原則、令和2年12月末まで）に支払が完了した経費

・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

要件等は裏面へ

補助要件

「①経営の継続に関する取組」の補助対象経費の1/6以上を次のいずれかに充てる必要があります。

A 接触機会を減らす生産・販売への転換に要する経費

- (例1) 作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入 (※)
- (例2) 作業員間の距離を広げるための作業場や倉庫等におけるスペース統合やレイアウト変更
- (例3) 人と人との接触機会を減らす販売方法 (ネット販売、無人販売など) の開始

B 感染時の業務継続体制の構築に要する経費

- (例1) 人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定
- (例2) Web会議システムの導入

※ 接触機会を減らす省力化機械等の例



農薬散布用ドローン



発情発見装置



野菜苗移植機

果実等自動選別機

「支援機関」が農業者の申請や事業の実施をサポートします。

「支援機関」に指定される予定の機関

- 農協・農業協同組合連合会
- 農業経営相談所

一次受付締切前に支援機関による確認が必要となりますので早めの提出をお願いします。

- ★申請開始 6月29日
- ★支援機関提出締切 7月17日頃
- ★一次受付締切 7月29日
- ★採択通知 8~9月頃 (予定)
- ★実績報告期限 R3年1月末

<お問い合わせ先>

- ① 農業協同組合の組合員の方は、最寄りのJAへご相談ください。
- ② 農業協同組合の組合員でない方は以下へご相談ください。

秋田県農業経営相談所 ((公社)秋田県農業公社) TEL:018-893-6212

農業経営相談所地域サテライト窓口 (地域振興局農林部農業振興普及課)

鹿角:0186-23-3683 北秋田:0186-62-1835 山本:0185-52-1241

秋田:018-860-3413 由利:0184-22-8354 仙北:0187-63-6110

平鹿:0182-32-1805 雄勝:0183-73-5180